

# 議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成28年10月4日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成28年10月4日(火) 午前9時15分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池田 純	出	松隈	築地 孝彦	欠
副会長	米倉 薫	出	石動	大坪 敏博	出
2	江口 啓子	出	三津	中村 康行	出
3	高尾 洋子	出	大曲	柿本 利憲	出
5	大澤 泰久	出	吉田	北島 知典	出
6	橋本 修二	出	田手	山崎 茂人	出
7	古川 義國	出	豆田	大隈 茂次	出
8	木下 大学	出	箱川	岩橋 孝行	出
9	材木 清豊	出			
10	中島 弘美	出			
11	原 武学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局長] 佐藤 吉宏	係長 手塚 奈穂子 係員 田中 貴章
-----	------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 1番 米倉 薫 委員 2番 江口 啓子 委員

6. 議 事

第1号議案	農地法第5条の規定に基づく承認申請案件	1件
第2号議案	非農地証明願	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可指令書取り消し願案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度 農用地利用集積計画(案)の決定案件	28件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件

[開会 午前9時15分]

- **事務局長** 皆さん、おはようございます。ただいまより平成28年10月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さん、おはようございます。10月に入りまして、北部地区では稲刈りが始まりまして、皆さん方も忙しくなるという気持ちだろうと思いますので、できれば、早く終わりたい気持ちです。前回、お話ししていた水稻検見については、近隣市町を調査しましたら、ほとんど行なっていないとして、標準小作料という制度がなくなりまして目安という形で、小作料の関係についてはお知らせしてはいますが、これから先は米価の動きを見ながらということではいかならないかと思っております。それでは、10月の吉野ヶ里町農業委員会総会を始めます。
- **事務局長** それでは本日の出席委員さんですが、11名中11名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は7名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第6条に基づきまして、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。  
1番 米倉薫委員さん、江口啓子委員さん 議事録署名委員をお願い致します。
- **議長** 3番の議題に入ります。

第1号議案	農地法第5条の規定に基づく承認申請案件	1件
第2号議案	非農地証明願	1件
第3号議案	農地法第5条の規定に基づく許可指令書取り消し願案件	1件
第4号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成28年度農用地利用集積計画(案)の決定案件	6件
第1号報告	農地法第18条第6項の規定による通知書	4件

以上を議題と致します。それでは早速、第1号議案に入っていきたいと思います。農地法第5条の説明を求めます。
- **事務局長** 1ページをごらんください。  
第1号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件でございます  
整理番号5-1を朗読。申請地は、農振農用地区域外であり、(告示：平成28年6月22日)ほ場整備区域内で、国営筑後川土地改良事業区域外となっております。農地の

区分は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であり、第1種農地と判断されます。転用目的である農業用倉庫は借受人が農業規模拡大を目的とし円滑な農業経営を行なう上で必要な施設であり、既存集落に接続して設置されるものであるため、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

2 ページの図面は管内の位置図で、申請地と中央に四角で線で囲ってあるところが今回の申請地になっています。

3 ページは位置図で、図面中央に四角で線で囲ってあるところが申請地で、鳥の隈地区の北側です。

4 ページが字図ですが、中央のうすく線で囲ってある ■■■■ 番地のところが、申請地となっています。

5 ページは土地利用計画図です。申請地は図面中央左で、敷地の南側には選別、出荷、梱包等を行なう野外作業場 44m<sup>2</sup>を設置を計画され、その隣に作業用コンテナ等の保管プレハブ 24.3m<sup>2</sup>が既設であります。

図面中央左にはトラクター2台と軽トラック用の農業用倉庫 100m<sup>2</sup>の計画です。図面

左下では敷地の北西側に、昇降口の配置が行なわれております。

雨水の表面排水は西側の水路に排水する計画です。

右下の造成計画断面図では、図面左の A1-A2 断面では、敷地の南北断面で、中央部分で 60cm ほど盛土する計画です。

B1-B2 断面は敷地の東西断面です。同じく中央部分で 60cm ほど盛土する計画です。

6 ページは建物配置計画図で、農業用倉庫設置分と既存プレハブの北、東、南から見た建物立面図です。

説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元の委員さん、■■■■ 委員さんお願いします。

○ ■■■■ 番 (■■■■ 委員) 申請者の■■■■ さんは定年退職後、議案書に書いてあるとおり、認定農業者として、自分たちの集落での中核的な農業の担い手として農業の振興に

努められていますが、申請者のお宅に行くと農業機械が溢れて保管場所、倉庫を作らなくてはいけないと思いますので、みなさんのご理解をお願いします。

○ **議長** はい、地元の委員さんの説明が終わりました。質疑のある方はお願い致します。質疑ございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第2号議案 非農地証明願整理番号証明-1の説明をお願いします。

○ **事務局長** 7ページをお願いいたします。非農地証明願でございます。第2号議案 非農地証明願を朗読。

8ページは申請箇所の位置図です。場所は佐賀東部中核工業団地のヤマコ佐賀工場の西側で、図面中央の細長い申請地を表示しているところです。地区は目達原地区です。

9ページは字図ですが、中央の上に線で囲ってある細長く申請地を表示しているところの ■■■ 番地 ■■ が、申請地です。

10ページは目達原地区の区長、生産組合長、農業委員、最適化推進委員からの昭和46年からの農地でない証明書です。

11ページは申請地の現況写真ですが、図面左上が南側からの写真、図面右上が西側からの写真と下の写真が、西側隣地との境付近を撮った分です。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。今回非農地証明願がでていますが、非農地証明の基準として、何年たてばよいという基準はありません。現状をみれば宅地化している。おそらく宅地課税しているのではと思います。

質疑のある方はお願い致します。

質疑ございませんか。質疑もないようでございます。この非農地証明について、賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成です。申請どおり非農地証明としたいと思います。

○ **議長** 続きまして、第3号議案 農地法5条の規定に基づく許可指令書の取り消し願  
い案件の説明をお願いします。

○ **事務局長** 12ページをお願いします。

第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可指令書の取り消し願案件でござ  
います。整理番号取り消し願一-1を朗読

13ページは位置図で、当初申請された土地は、申請地と右上に楕円で丸く線  
で囲ってあるところが前回申請された今回の取り消し願案件となっています。

14ページが字図ですが、中央の線で囲ってある XXXXXXXXXX 番地が、前回申請され  
た今回の取り消し願案件のところとなっています。

15ページが建物配置図です。16ページが建物平面図は、当初申請された計画図  
です。

17ページが、さきほどお話しした理由でのこの取り消し願案件の農地法第5  
条の規程に基づく平成8年3月21日申請での平成8年4月30日県許可指令書  
がおりた分でございます。

説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。農地法第5条の規定に基づく平成8年4  
月30日県許可指令を受けておられましたけれども、事情により実施できなかったが、今回は別の有効利用のためこの許可指令書の取り消しをしたいとのこと  
です。本来はこの申請の譲渡人に戻すところですが、所有権移転をされていま  
すので、許可だけについて取り消しになるところで、農地法第3条申請の方向  
になるのではと思います。

この件について、ご質問等ございますか。

この取り消し願案件についてよろしいでしょうか。それでは、この案件に  
賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり取り消し願  
いを県の方に進達致したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画集計表の説明をお願いします。

○ **事務局長** 18ページをお願いします。

第4号議案 農用地利用集積計画集計表です。案件としましては、新規が5件で、再設定が23件で計の28件があがっております。田が71筆、畑2筆で田の面積が125,693㎡で、畑が259㎡となり、計の73筆、面積が125,952㎡です。

20ページは今までの累計から解約分を差し引き、今回計画分をくわえた面積で、最終的な合計としています。以上、計画要請は経営面積、従事日数等経営基盤強化法等第18条第3項の各要件を満たしております。

説明は以上でございます。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-1について説明をお願いします。
- **事務局長** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-1を朗読。以上です。
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-2について説明をお願いします。
- **事務局長** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-2を朗読。以上です。
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。
- **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-3について説明をお願いします。
- **事務局長** 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-3を朗読。以上です。
- **議長** 第1号報告の説明が終わりました。

○ **議長** それでは、第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意  
解約-4について説明をお願いします。

○ (**事務局長**) 第1号報告 農地法第18条第6項の規定による通知の確認合意解約-  
4を朗読。以上です。

○ **議長** 第1号報告の説明が終わりました。

それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。

これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前10時